

報道関係者各位

令和8年9月1日
山梨県総合県民支援局こども福祉課
課長 依田 勇人
電話 055-223-1459 (内線 3430)

「ひとり親家庭養育費保証推進事業」を開始しました ひとり親家庭の養育費確保を後押しします

山梨県（知事：長崎幸太郎）は、ひとり親家庭における養育費の確保を支援するため、養育費保証サービスを提供する株式会社イントラスト（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：桑原豊）と連携し、令和8年8月20日から「ひとり親家庭養育費保証推進事業」を開始しました。

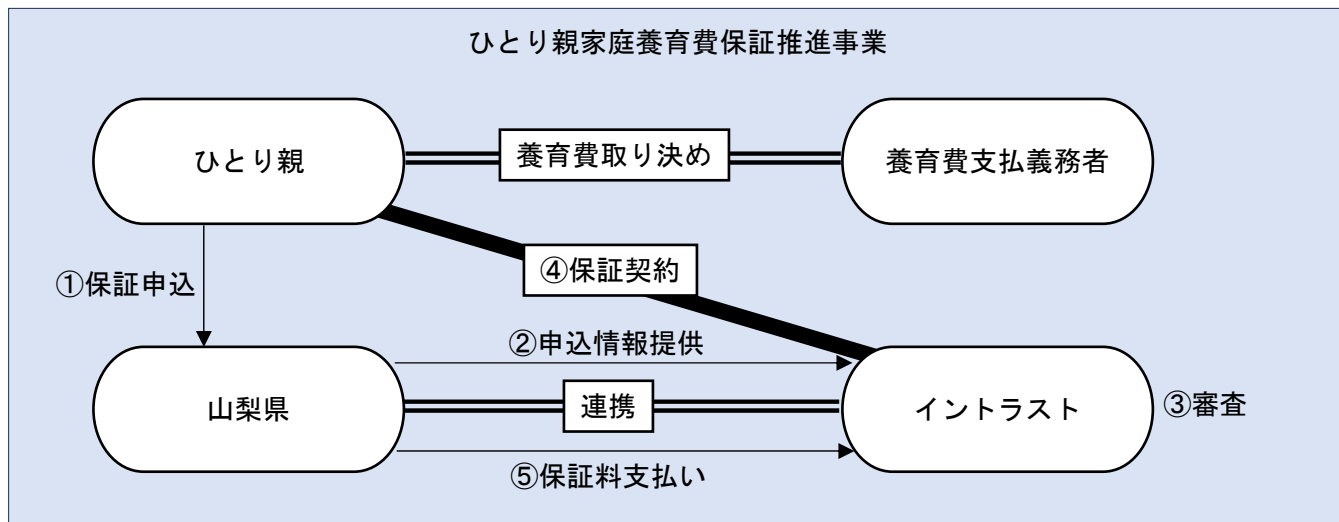
【事業概要】

「養育費保証サービス」は、養育費の未払いが生じた場合に保証会社が立替払いを行う仕組みで、利用に当たっては保証料の負担が必要となります。

本事業は、県がひとり親から保証申込みを受け付け、利用1年目の保証料（上限5万円）を県から保証会社に直接支払うものです。これにより、原則保証料の自己負担なしでサービスを利用開始できます。

なお、県が保証会社と連携し、養育費保証サービスの利用促進を図る取組は、都道府県として全国初となります。

県では、本事業を通じて養育費の安定的な確保を後押しし、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長につなげて参ります。



※ 各自治体の実施状況について

自治体と保証会社が連携して養育費の確保を支援する取り組みは、令和7年4月に宮崎県宮崎市で初めて導入されて以来、令和8年7月時点で全国の11市において実施されています。これまで、都道府県単位の全域で実施されている例はなく、本県が全国初となります。

【問合せ先】
こども福祉課家庭福祉担当 河野
(直通) 055-223-1459 (内線 3162)

山梨県にお住まいのひとり親対象！

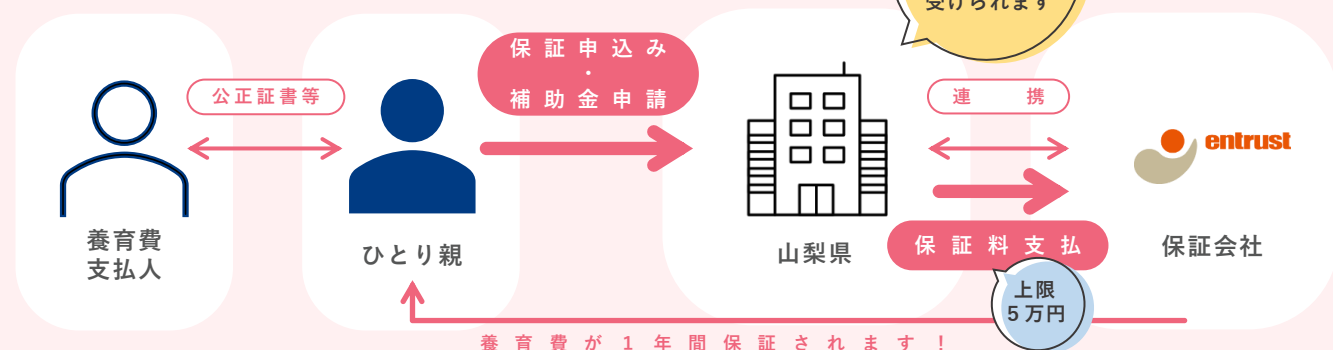
所得制限なし

養育費保証

の利用で確実な受け取りを！

公正証書などを作成し山梨県に申込みいただくと
1年目は基本無料で養育費保証にご加入いただけます。

山梨県に申込み
いただくだけで
1年間保証が
受けられます



養育費保証とは？

養育費保証とは、支払人からの養育費の不払いに備える保証サービス。不払いが生じた場合、保証会社がひとり親へ、支払人の代わりに養育費をお支払いします。お立替した養育費は、後日、保証会社から支払人に請求いたします。

養育費保証を利用するメリットって？

不払いが発生しても、 保証会社がお立替！

支払人の予期せぬ怪我や病気、経済状況の変化などにより、養育費が支払われなくなってしまう可能性はゼロではありません。

突然不払いが発生しても、保証会社から立替払いが受けられるので安心です。

支払人への直接の連絡が 不要に！

本来、不払いが発生したらご自身で督促連絡をしなければなりません。元配偶者への連絡は心理的負担が伴います。

立替養育費の回収は保証会社が行うため、ご自身で直接督促をする必要がありません。

元配偶者との 金銭トラブルの不安を軽減！

元配偶者と揉めたくない、と思っても、お金の問題ほどトラブルに発展しやすいものではありません。

養育費の支払いに第三者が入ることで、当人同士のお金に関するトラブルを予防します。

必ずお読みください！

- ・申込みは山梨県子ども福祉課または郵送でのお手続きとなります。
- ・申込みいただいた後、簡易的な審査があります。★審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。
- ・契約1年目にご負担いただく費用はありませんが、2年目以降も更新を希望される場合ひとり親負担で費用が発生します。★公正証書等の内容によっては1年目から発生します。詳しくは「よくあるご質問」をご確認ください。
- ・更新時の保証料は、1年目の保証料の半額分となり2年目以降毎年発生します。
- ・立替ができる上限額は、公正証書等の記載内容に基づいて1ヵ月当たり最大5万円まで。立替額が保証限度額（月額養育費の12ヵ月分）に達すると、保証は終了します。

よくあるご質問

Q 1. どの保証会社ですか？
どのような保証内容ですか？

A 1. (株) イントラストが保証サービスを提供します。
公正証書等で取り決められた月額養育費（上限 5 万円）を12ヵ月分保証します。

Q 2. 立替回数に上限はありますか？

A 2. 上限はありません。保証限度額（月額養育費の12ヵ月分）に達するまでは立替が継続されます。

支払人が立替額を保証会社へ返済した場合、新たに返済額分の立替を受けられるようになります。

例えば、立替額が10ヵ月分あり、立替を受けられる金額が残り2ヵ月分のときに、支払人が保証会社へ3ヵ月分の返済をした場合、立替を受けられる金額は5ヵ月分となります。支払人からの返済がなく、保証限度額に達した場合は保証終了となります。

支払人から返済がなかった金額をひとり親の方にご請求することはありませんので、ご安心ください。

Q 3. 立替払いを受けるときの手続きは？

A 3. 専用サイトのマイページで「立替依頼」をしていただくと、保証会社より送金されます。

不払いが発生した月の翌月10日までに、マイページで立替依頼を行うと、その月の20日に立替送金されます（土日祝日は後ろ倒し）。
※保証開始前にマイページの登録を必ず行ってください。

Q 4. 子どもが複数いる場合の上限額は？

A 4. 1世帯当たりの補助のため、子どもが複数人でも5万円が上限額です。

Q 5. 未婚でも制度を利用できますか？

A 5. できます。ただし、相手方と公正証書等で養育費の取り決めをする必要があります。

Q 6. 費用が掛かるのでしょうか？

A 6. 1年目にひとり親が負担する費用はありません。
2年目以降は更新保証料が必要です。

1年目の保証料は山梨県から保証会社へ支払いますので、原則費用は発生しません。

ただし契約締結後、1年目の途中で月額養育費の増額などがあったときは、ひとり親の負担で追加の保証料が発生する場合があります。

※保証料の増額がある場合は所定の書類が必要です。

変更がある場合は、下記のカスタマーセンターまでご連絡いただけますようお願い申し上げます。

【2年目以降契約継続を希望される場合】

1年目の保証料の半額（上限あり）が更新保証料として発生します。更新時期が近づくと、保証会社からご案内が届きます。ご案内に沿って更新保証料をお支払いください。なお、お支払いがない場合は保証終了となりますのでご注意ください。

Q 7. 更新料を支払って契約を更新すると、それまでの立替額は一旦リセットされますか？

A 7. いいえ、支払人から保証会社へ返済がない立替額は更新後も引き継がれます。

なお、立替額が保証限度額に達するまで、またはお子様が養育費の受取満了年齢を迎えるまで、契約を更新できます。

Q 8. 5万円を超える保証に加入できますか？
他の保証会社を利用できますか？

A 8. できません。5万円を超える保証への加入や他の保証会社の利用を希望の場合、ご自身で保証契約を締結後、補助金申請してください。

Q 9. 養育費全般について相談したいです。

A 9. 無料の弁護士相談をご利用ください。
山梨県ひとり親家庭福祉連合会
TEL:055-252-7014

受付時間/9:30～16:30 ※日曜・祝日・年末年始除く

ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金のご案内

養育費の取り決めや確保の手続きにかかる費用への補助制度があります。ぜひご利用ください。

- ・公正証書の作成にかかる費用（上限：3万円）★公証人手数料、送達費用、書類取得費用
- ・養育費請求の調停申立てにかかる費用（上限：6万円）★収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、郵便切手代、弁護士費用
- ・未払い養育費の強制執行にかかる費用（上限：6万円）★収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、郵便切手代、弁護士費用
- ・養育費保証契約にかかる費用（上限：5万円）★保証会社と締結する養育費保証契約の初回保証料

申請手続きや補助金に関する問い合わせ先

山梨県総合県民支援局 こども福祉課

TEL：055-223-1459

開庁時間/8：30～17：15（月～金曜日）※祝日・年末年始を除く

保証内容などの問い合わせ窓口（株式会社イントラスト）

サポびよ養育費保証 カスタマーセンター

TEL：0120-560-116

Mail：youiku_support@entrust-inc.jp

受付時間/10：00～18：00（月～金曜日）

※祝日・年末年始など特別休業日を除く



養育費確保に関する
県のホームページ



自治体養育費保証に関する
イントラストの専用ページ



養育費キャラクター
「サポびよちゃん」